

毛染めによる皮膚障害防止の対策

1. 酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について次のような知識を習得する。

酸化染毛剤やアレルギーの特性

ヘアカラーリング剤の中では酸化染毛剤が最も広く使用されているが、主成分として酸化染料を含むため、染毛料等の他のカラーリング剤と比べてアレルギーを引き起こしやすい。

治療に30日以上を要する症例が見られるなど、人によってはアレルギー性接触皮膚炎が日常生活に支障を来すほど重篤化することがある。

これまでに毛染めで異常を感じたことがない人であっても、継続的に毛染めを行ううちにアレルギー性接触皮膚炎になることがある。

アレルギーの場合、一旦症状が治まっても再度使用すれば発症し、次第に症状が重くなり、全身症状を呈することもある。

低年齢のうちに酸化染毛剤で毛染めを行い、酸化染料との接触回数が増加するとアレルギーになるリスクが高まる可能性があると考えられる。

対応策等

消費者等はセルフテストを実施する際、以下の点について留意すべきである。

- ・セルフテストは通常「上腕」で行うが、オープンパッチテストで行うため、衣服などを汚すことがある。自分で行う場合は上腕が良いが、プロがパッチテストとして行う場合は「耳の後ろの髪の毛の生え際」で行うと良い。耳の後ろであれば、衣服などに付くこともなく目立たないうえ、腕の皮膚と頭皮は微妙に違うので、反応が出る場合は、はっきりする。
- ・テスト液を塗った直後から30分程度の間及び48時間後の観察が必要（アレルギー性接触皮膚炎の場合、翌日以降に反応が現れる可能性が高いため、48時間後の観察も必要）
- ・絆創膏等で覆ってはならない（感作を促したり過度のアレルギー反応を引き起こしたりする恐れがあるため）

酸化染毛剤を使用して、かゆみ、赤み、痛み等の異常を感じた場合は、アレルギー性接触皮膚炎の可能性があるため、消費者はアレルゲンと考えられる酸化染毛剤の使用をやめる、医療機関を受診する等の適切な対応をとるべきである。

2. 毛染めの施術に際して次のことを行うこと。

コミュニケーションを通じて、酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について顧客への情報提供を行う。

顧客が過去に毛染めで異常を感じた経験の有無や施術当日の顧客の肌の健康状態等、酸化染毛剤の使用に適することを確認する。

酸化染毛剤を用いた施術が適さない顧客に対しては、リスクを丁寧に説明するとともに酸化染毛剤以外のヘアカラーリング剤（例えば染毛剤等）を用いた施術等の代替案を提案すること等により、酸化染毛剤を使用しない。

3 . パッチテストにおける確認表（例）

セルフテストに関して顧客から確認をとること。

- ・万が一健康被害があった場合、免責される可能性がある重要な資料である。
- ・確認の際は、意思の疎通があることが必要であるため、丁寧な説明、意思確認が必要である。（必要に応じて読み聞かせ）
- ・特段の注意力や手間・時間がかかるが、健康被害が社会的に取り上げられないようにするためには必要なプロセスであることを認識する。

4 . 理容師養成施設におけるこれらの教育が適切に行われるように、指導、周知等を行う。